

令和7年度 松浦市がんばる中小企業応援補助金 【公募要領】

○目的

事業者の新たに行う事業等やD X化の促進を図る事業に必要な経費の一部を補助することにより、市内事業者の売上向上や業務効率化を図るため、それに要する経費の一部を補助し、もって松浦市内における中小企業の振興を図ります。

○募集期間

令和7年5月1日（木）から令和7年6月20日（金）まで
※午後5時必着

○補助対象者

市内に主たる店舗または事業所を有する中小企業者等（個人で事業を営む者にあつては、市内に住所を有するもの。）

※松浦商工会議所及び松浦市福鷹商工会の会員、非会員を問わず応募可能です。

●新商品開発・販路拡大事業について

1. 対象となる事業

新商品開発、販路拡大、業務効率化（生産性向上）、移動販売等の買物支援、空き家対策等の取組により、売上向上等を図るため、商工団体（松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会）の支援により事業計画を策定し実施する事業

2. 補助対象経費

①謝金、②旅費、③委託費、④機械装置費、⑤宣伝費、⑥原材料費、⑦運搬費、⑧車両改造費、⑨施設整備費、⑩備品購入費、⑪会場使用料 等

～対象となる経費例～

①謝金：人材育成のための研修会等を行う際に依頼した講師等へ支払うもの

②旅費：物産展等への出展や、新商品開発のために必要な原材料調達の調査等に係る移動費、宿泊費

なお、通常業務の範囲内ととれる営業活動に係るものは認めません。

③委託費：オリジナルデザインやホームページの作成など、自ら実行することが困難な業務を他社へ依頼する際に発生する経費

④機械装置費：生産販売拡大の為に新たな製造機等の導入費

⑤宣伝費：チラシの配布や看板の設置など、新商品・新事業等の宣伝につながる経費
ただし、チラシの配布などについては、事業期間内に使用可能なものに限りします。

また、単なる会社のPRや既存印刷物の増刷等は認めません。

⑥原材料費：新商品開発研究の際に使用するために支払われる経費

なお、販売する商品等の原材料費は認めません。

⑦運搬費：物産展等への出展に伴い発生する商品を運ぶためにかかる経費

⑧車両改造費：移動販売等を目的とした車両の改造にかかる経費

⑨施設整備費：機械装置等と合わせて行う必要がある施設整備にかかる経費

⑩備品購入費：製造機等と合わせて設置する必要がある備品購入にかかる経費

⑪会場使用料：物産展等への出展に伴い発生する使用料や出展料

●DX導入支援事業について

1. 対象となる事業

ソフト導入やその導入に対するサポート、専門家の研修等によるIT人材の育成等の取組により、市内事業者のDX化の促進を図るため、商工団体（松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会）の支援により事業計画を策定し実施する事業

2. 補助対象経費

①謝金、②講座受講料、③旅費、④委託費、⑤ソフト導入費 等

～対象となる経費例～

①謝金：IT人材育成のための研修会等を行う際に依頼した講師等へ支払うもの

②講座受講料：必要なテキスト等を含む研修会等に係る費用

③旅費：研修会等への参加のために係る移動費、宿泊費

④委託費：システムの作成など、自ら実行することが困難な業務を他社へ依頼する際に発生する経費

⑤ソフト導入費：デジタル化を図るために導入するソフト等（導入にかかるサポートを含む）にかかる経費

○補助対象とならない経費

①事務所など、売上高向上等に直接寄与しないと考えられる施設の整備費

②単なる老朽化した施設や設備の更新に係る費用

③光熱費等の維持経費（家賃や電気代、水道代等）

④不動産取得費

⑤インターネット回線工事にかかる費用

⑥飲食、奢侈、娯楽、接待等に係る費用

⑦人件費

⑧消耗品費

- ⑨中古品の購入費用
- ⑩燃料費
- ⑪自動車やパソコンなど、汎用性の高いもの
- ⑫その他本事業の目的・趣旨から適切でないと判断されるもの

○補助率・補助限度額

事業区分	補助率	補助限度額
新商品開発・販路拡大事業	1／2以内（千円未満は切り捨て）	30万円
	新商品開発において、市内での開発工程又は 原材料の市内産の割合が6割以上の場合 2／3以内（千円未満は切り捨て）	50万円
D X導入支援事業	1／2以内（千円未満は切り捨て）	30万円

※消費税の課税事業者は、仕入れに係る消費税等相当額については、減額して申請してください。

○申請書類

- （１）応募申請書（様式第１号）
- （２）事業計画書（様式第２号）
- （３）事業計画の詳細（別表１）
- （４）収支予算書（様式第３号）
- （５）事業に要する見積書の写し
- （６）完納証明書もしくは同意書（別表２）
- （７）その他参考となるもの

※各種様式については、松浦市のホームページからダウンロードできます。

※（２）及び（３）については、A４サイズの手紙で合わせて最大１０枚以内で作成してください。

○採択審査

- （１）採否については、事業の実現可能性や地域貢献性等の観点から審査します。
- （２）応募者全員に対し、採択または不採択の結果を通知します。（７月中を予定）
- （３）審査結果に関する問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。

○審査基準

目的を達成するために、以下の観点から審査を行います。

- （１）新商品開発・販路拡大事業について
 - ・ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えている事業
 - ・市内において先駆性や先導性があり、商品、技術、サービスのコンセプト及びその

具体化までの手法やプロセスが明確である事業

- ・事業を推進するために効果的な実施体制が整っている事業
- ・事業全体の売上、収益の見通しについて、妥当性と信頼性がある事業
- ・売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高い事業
- ・補助金による経費負担がなくなった場合でも、事業継続や生産能力の維持ができる事業
- ・今後のストーリーがあり、自立及び発展していく可能性が高い事業
- ・業務効率化・生産性向上につながる事が明確である事業
- ・地域経済の活性化や域内の経済循環に資する事業
- ・地域課題の解決に資する事業
- ・効果が測定できるよう、具体的な数値目標を設定されている事業

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）導入支援事業について

- ・ソフト等の導入による実現目標が明確であり、業務形態の変革が見込める事業
- ・市内において先駆性や先導性がある事業
- ・事業を推進するために効果的な実施体制が整っている事業
- ・事業全体の売上、収益の見通しについて、妥当性と信頼性がある事業
- ・売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高い事業
- ・補助金による経費負担がなくなった場合でも、事業継続や生産能力の維持ができる事業
- ・業務効率化・生産性向上につながる事が明確である事業
- ・地域経済の活性化や域内の経済循環に資する事業
- ・効果が測定できるよう、具体的な数値目標を設定されている事業

○事業実施期間

交付決定日から令和8年2月27日（金）まで

その後令和8年3月13日（金）までに実績報告書を提出すること。

○注意事項

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 同一事業で他の補助を受ける場合は応募できません。
- (3) 同一年度内に同じ事業区分で補助を受けることはできません。
- (4) 補助金交付決定通知書の受領後でなければ補助対象となる経費の支出等はありません（事前に着手したものについては補助対象外となります）。
- (5) 事業完了後に実績報告書等を提出していただき、事業内容を確認の上、補助金を交付します。
- (6) その他、松浦市ががんばる中小企業応援補助金交付要綱を遵守すること。

別表 1

事業計画の詳細

1 事業区分（いずれかに☒をつけること）

☐ 新商品開発・販路拡大事業

☐ 上記、新商品開発において、市内での開発工程又は原材料の市内産の割合が6割以上です。

☐ D X導入支援事業

2 事業名

3 事業の目的

4 事業内容、課題解決方法など

5 事業費

6 事業開始年月日及び事業完了予定年月日

7 期待できる効果（数値目標等）

年 月 日

松浦市長 様

事業区分 _____

事業者名 _____

氏 名 _____

松浦市がんばる中小企業応援補助金交付申請に係る同意書

私は（私たちは）松浦市がんばる中小企業応援補助金の交付申請を行うにあたり、市税が完納されていることを確認することについて同意します。

氏 名 (法人にあってはその正式名称 及び代表者の氏名) (自筆にてご署名ください)	住 所 (所在地)	生年月日	未納額の 有無 (税務課記入欄)
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無

上記のとおり回答いたします。

年 月 日

税務課長